

## 鯖江市農業委員会第10回総会議事録（要旨）

- 1 日 時 令和5年10月27日（金）  
午後1時30分開会  
午後2時50分閉会
- 2 場 所 鯖江市役所 別館4階 全員協議会室
- 3 議 事
- (1) 議案第51号 農地法第3条の許可申請審議について
  - (2) 議案第52号 農地法第5条の許可申請審議について
  - (3) 議案第53号 農用地利用集積計画の意見審議について
  - (4) 議案第54号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）について
  - (5) 議案第55号 農用地利用促進計画（案）にかかる意見聴収について
  - (6) 議案第56号 令和6年度農業施策の拡充に関する要望書について
  - (7) 議案第57号 農地利用状況調査の実施について
- 4 報 告 事 項
- (1) 報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - (2) 報告第29号 農地改良等による届出について
  - (3) 報告第30号 公共事業の施工に伴う付帯施設設置にかかる農地転用報告について
- 5 議 長 福島会長
- 6 署名委員 7番 鷲田晴美 委員、8番 堀内章義 委員
- 7 事務局 斎藤事務局長、松田事務局次長  
石丸事務局長補佐、西森書記、藤田書記

午後1時30分 開会

事務局 | それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。

事務局 | （欠席委員の報告）

事務局 | つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いいたします。  
引き続き、議事進行を、よろしくお願いいたします。

福島会長  
※以下議長

## 議長就任挨拶

議長

ただいまから10月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同

## 異議なし

議長

では、7番 鷺田 晴美 委員、8番 堀内 章義 委員 をお願いします。

議長

次に、各部会から10月部会の報告を願います。  
まず始めに、農政部会の報告を、農政部会長から願います。

3番  
笠嶋委員

10月の農政部会の報告をいたします。  
10月20日、金曜日、私ほか5名が出席して、農政部会を開催しました。  
議案第53号 農用地利用集積計画の意見審議について、議案第54号 農用地用集積計画（農地中間管理事業）の意見審議について、議案第55号 農用地利用促進計画（案）にかかる意見聴取について、議案第56号 令和6年度農業施策の拡充に関する要望書について協議しました。  
協議の結果については後ほどの議案審議の際にご報告いたします。  
以上、部会報告といたします。

議長

次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長から願います。

2番  
水嶋委員

10月の農地調整部会の報告をいたします。

2 番  
水嶋委員

10月23日月曜日、わたしほか7名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前9時00分から、河野委員と品川委員の2名により、3条および5条関係の転用案件など約2時間30分にわたり現地調査を実施しました。

また、その後の部会では、3条、5条等の議案について審議を行いました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

また、農地利用状況調査（農地パトロール）の実施について審議を行いました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

以上、部会報告といたします。

議長

ありがとうございました。

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、議案第51号 農地法第3条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

3条申請番号1（南井町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が農地の規模拡大を目的に、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側、北側は水路、西側は公衆道路、南側は雑種地と接しております。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画しております。

事務局

3条申請番号2（下新庄町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が農地の規模拡大を目的に、畑の所有

事務局	権を取得するものです。 (申請地および近隣状況) 申請地は、東側は境内地、北側は道路、西側、南側は宅地と接しております。 (耕作・従事要件) 譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画しております。
事務局	3条申請番号3(水落町) (概要と目的) 本申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を目的に、田の所有権を取得するものです。 (申請地および近隣状況) 申請地は、東側、西側は田、北側、南側は用悪水路をはさんで農道と接しております。 (耕作・従事要件) 譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画しております。
議長	農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。
2番 水嶋委員	議案第51号 農地法第3条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。 以上、報告します。
議長	ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
委員	(質疑応答無し)
議長	ご意見ございませんか。無いようですので議案第51号 農地法第3条の許可申請審議については農地調整部会長の説明のとおり、許可としてよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、と認め、議案第51号 農地法第3条の許可申請審議については原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。

議長 次に、議案第52号 農地法第5条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 5条申請番号1（下新庄町）  
（概要と目的）

本申請は、住宅建築を目的として、畑に使用貸借権を設定するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側、北側は公衆道路、西側は不耕作の田、南側は農道と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は農振白地で、住宅等の連たんする区域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

西側の隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局 5条申請番号2（長泉寺町）  
（概要と目的）

本申請は、駐車場91台分を目的として、田を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側は宅地、西側は田、南側は公衆用道路、北側は用悪水路をはさんで農道と接しています。

雨水は自然流下により、北側の用悪水路、南側の道

事務局

路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は、農業振興地域内農用地で、現在農振除外手続き中であり、除外後は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、第1種農地と判断しますが、業務上必要な施設で、既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)であるため、第1種農地の例外許可ができる案件です。

(一般基準)

西側に隣接する田との境界は、L型擁壁を設置するため、土砂流出はありません。

西側の隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号3(熊田町)

(概要と目的)

本申請は、住宅建築を目的として、畑に使用貸借権を設定するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は公衆用道路、西側、南側は畑、北側は宅地と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は農振白地で、区画整理した農地であるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号4(下河端町)

(概要と目的)

本申請は、住宅建築を目的として、畑に使用貸借権を設定するものです。

事務局

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は畑、西側は道路、北側は宅地、南側は宅地、道路と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

また、申請地は非農地となっており、そのことにつきまして始末書が提出されています。

(立地基準)

申請地は農振白地で、住宅等の連たんする区域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号5 (神明町5丁目)

(概要と目的)

本申請は、住宅建築を目的として、畑を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、すべては宅地と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

また、申請地は非農地となっており、そのことにつきまして始末書が提出されています。

(立地基準)

申請地は一種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地はありません。

事務局

5条申請番号6 (水落町2丁目)

(概要と目的)

本申請は、宅地分譲を目的として、田を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は宅地、西側、北側は公衆用道路、

事務局

南側は田と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。  
関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は一種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

南側に隣接する田は、L型擁壁を設置するため土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号7(水落町2丁目)

(概要と目的)

本申請は、宅地分譲を目的として、田を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側、西側は公衆用道路、南側は水路(道路側溝)、北側は田と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は一種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

北側に隣接する田は、L型擁壁を設置するため土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番  
水嶋委員

議案第52号 農地法第5条の許可申請審議について、審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。

以上、報告します。

議長 ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

委員 (質疑応答なし)

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第52号 農地法第5条の許可申請審議については、農地調整部会長の説明のとおり、承認してよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

議長 挙 手

委員一同 全員賛成と認め、議案第52号 農地法第5条の許可申請審議については、原案のとおり可決決定されました。よって承認します。

議長 なお、番号2番は福井県農業会議の意見を聴いたうえで許可といたします。

議長 次に、議案第53号 農用地利用集積計画の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 (議案第53号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部会長より願います。

3番  
笠嶋委員 議案第53号 農用地利用集積計画の意見審議につきまして、集積率について、国では目標を8割としているが、すでに鯖江市では8割を超えています。効率化のための集約化を進めていきたいが、集約化の目標を決めるには、基準を設けることも難しいとの議論がありました。

協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長 ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありました  
ましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は  
挙手を願います。

委員 (質疑応答なし)

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第53  
号 農用地利用集積計画の意見審議について農政部会長  
の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙 手

議長 全員賛成と認め、議案第53号 農用地利用集積計画  
の意見審議については原案のとおり可決決定されました。  
よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

議長 次に、議案第54号 農用地利用集積計画（農地中間  
管理事業）の意見審議について、および関連議案であり  
ます、議案第55号 農用地利用促進計画（案）にかか  
る意見聴収について上程します。事務局から提案の説明  
を願います。

事務局 (議案第54号、議案第55号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部会長より願います。

3番 議案第54号 農用地利用集積計画（農地中間管理事  
笠嶋委員 業）の意見審議についておよび、議案第55号 農用地  
利用促進計画（案）にかかるとつきまして、使用貸借権の  
案件がありましたが、農地の状態や耕作者が少ない地  
域などでは、このような形で利用権設定されることもあ  
るといふことで、確認をいたしました。  
協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長 ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありました  
ましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は  
挙手を願います。

委員 (質疑応答なし)

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第54  
号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の意見審  
議について、および議案第55号 農用地利用促進計画  
(案)にかかる意見聴収について農政部会長の説明のと  
おり、決定してよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙 手

議長 全員賛成と認め、議案第55号 農用地利用集積計画  
(農地中間管理事業)の意見審議について、および議案  
第56号 農用地利用促進計画(案)にかかる意見聴収  
については原案のとおり可決決定されました。よってそ  
の旨を鯖江市長へと回答をします。

議長 次に、議案第56号 令和6年度農業施策の拡充に関  
する要望書について上程します。事務局から提案の説明  
を願います。

事務局 (議案第56号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部会長より願います。

3番 議案第56号 令和6年度農業施策の拡充に関する要  
笠嶋委員 望書につきまして、個人と法人のどちらに対してもそれ  
ぞれの状況に応じた支援が必要になってくるということ  
で、確認をしました。

協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長	ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
委員	(質疑応答なし)
議長	ご意見ございませんか。無いようですので議案第56号 令和6年度農業施策の拡充に関する要望書について農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。
議長	賛成の方は挙手願います。
委員一同	<b>挙手</b>
議長	全員賛成と認め、議案第56号 令和6年度農業施策の拡充に関する要望書については原案のとおり可決決定されました。よって鯖江市長と議長あてに提出をします。
議長	次に、議案第57号 農地利用状況調査の実施について上程します。事務局から提案の説明を願います。
事務局	(議案第57号について説明)
議長	農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。
3番 笠嶋委員	議案第57号 農地利用状況調査の実施について、審議の結果、総会に上程することとなりました。 以上、報告します。
議長	ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
15番 岩尾委員	調査対象農地が多く、調査期日までにすべてを調査することは難しい。

事務局	担当地区すべての地図を渡しているが、あくまでも今回は、委員周辺の農地について報告いただければ良い。他の委員についても同様で、調査数が多い委員もいらっしゃるが、ご了承いただきたい。
議長	ご意見ございませんか。無いようですので議案第57号 農地利用状況調査の実施について農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。
議長	賛成の方は挙手願います。
委員一同	<b>挙 手</b>
議長	全員賛成と認め、議案第57号 農地利用状況調査の実施については原案のとおり可決決定されました。よって今後実施していきたいと思えます。
議長	次に、報告事項について事務局から説明を願います。
事務局	(報告第28～30号について説明)
議長	最後に事務局から連絡事項をお願いします。
事務局	(連絡事項)
議長	それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後2時50分閉会

鯖江市農業委員会 10月総会 出欠表

議席	氏名	出席	欠席	署名
1番	宮本美典			出席
2番	水嶋和夫			出席
3番	笠嶋伊三男			出席
4番	窪田善一郎			出席
5番	佐々木一弥			欠席
6番	前田昭一			出席
7番	鷲田晴美		署名	出席
8番	堀内章義		署名	出席
9番	浅野忠憲			出席
10番	山岸重之			出席
11番	河野通弘			出席
12番	品川昌敏			出席
13番	福島定己			出席
14番	牧野善隆			欠席
15番	岩尾秀規			出席
16番	北川利榮			出席
17番	岡井善四郎			欠席
18番	服部義和			出席